

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年6月13日(2013.6.13)

【公開番号】特開2012-75960(P2012-75960A)

【公開日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-016

【出願番号】特願2012-15521(P2012-15521)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月24日(2013.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示する変動表示部を備え、該変動表示部に導出表示された識別情報の表示結果が予め定められた特定表示結果となったときに、遊技者にとって有利な特定遊技状態に制御し、予め定められた特別遊技状態発生条件が成立したときに前記特定遊技状態とは異なる遊技者にとって有利な特別遊技状態に制御する遊技機であって、

前記特定遊技状態に制御するか否か、および、前記特別遊技状態に制御するか否かを、識別情報の表示結果が導出表示される以前に決定する事前決定手段と、

該事前決定手段による決定に基づいて、前記変動表示部において、識別情報の変動表示が開始されてから表示結果が導出表示されるまでに一旦所定の仮停止態様で変動表示を仮停止させた後に変動表示を再度実行する再変動を1回または複数回実行する再変動表示パターンを含む予め定められた複数種類の識別情報の変動表示パターンの中から1つの変動表示パターンを選択する変動表示パターン選択手段と、

該変動表示パターン選択手段が選択した変動表示パターンに基づいて、識別情報の変動表示を実行する変動表示実行手段と、

前記変動表示パターン選択手段により再変動表示パターンが選択されたときの変動表示において、第1段階から複数段階の予告ステップにより行なうステップアップ予告演出を実行するか否かを選択するとともに、前記ステップアップ予告演出を実行するときの各段変動における予告演出態様を複数種類の予告演出態様の中から選択する予告演出選択手段と、

該予告演出選択手段により前記ステップアップ予告演出を実行する選択がされたときに、再変動表示パターンで実行される再変動の各々において、選択された予告演出態様で前記ステップアップ予告演出を実行する予告演出実行手段とを備え、

再変動表示パターンは、前記所定の仮停止態様以外の特定の仮停止態様を変更表示することにより前記所定の仮停止態様で変動表示を仮停止させた後に前記再変動の実行を開始する変動表示パターンを含み、

前記変動表示パターン選択手段は、変動表示パターンとして再変動表示パターンを選択するときに、選択する再変動表示パターンにおける前記再変動の実行回数に応じて、前記特別遊技状態となる割合が異なるように変動表示パターンを選択し、

前記予告演出選択手段は、識別情報の変動表示の開始時に、各再変動において前記第1段階の予告ステップから複数段階のうちいずれの段階の予告ステップまで発展させるかを選択することを特徴とする、遊技機。

【請求項2】

始動条件の成立に基づいて、各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示する変動表示部を備え、該変動表示部に導出表示された識別情報の表示結果が予め定められた特定表示結果となったときに、遊技者にとって有利な特定遊技状態に制御し、予め定められた特別遊技状態発生条件が成立したときに前記特定遊技状態とは異なる遊技者にとって有利な特別遊技状態に制御する遊技機であって、

前記特定遊技状態に制御するか否か、および、前記特別遊技状態に制御するか否かを、識別情報の表示結果が導出表示される以前に決定する事前決定手段と、

前記始動条件の成立に基づく変動表示を保留記憶として記憶する保留記憶手段と、該保留記憶手段に記憶された保留記憶について、識別情報の表示結果により前記特定遊技状態となるか否か、および、前記特別遊技状態となるか否かを判定する事前判定手段と、

前記事前決定手段による決定に基づいて、前記変動表示部において、識別情報の変動表示が開始されてから表示結果が導出表示されるまでに一旦所定の仮停止態様で変動表示を仮停止させた後に変動表示を再度実行する再変動を1回または複数回実行する再変動表示パターンを含む予め定められた複数種類の識別情報の変動表示パターンの中から1つの変動表示パターンを選択する変動表示パターン選択手段と、

該変動表示パターン選択手段が選択した変動表示パターンに基づいて、識別情報の変動表示を実行する変動表示実行手段と、

前記事前判定手段の判定結果に基づいて、判定対象となった始動条件の成立に基づく変動表示の表示結果が導出表示される以前の複数回の変動表示において、第1段階から複数段階の予告ステップにより行なうステップアップ予告演出を実行するか否かを選択とともに、前記ステップアップ予告演出を実行するときの予告演出態様を複数種類の予告演出態様の中から選択する予告演出選択手段と、

該予告演出選択手段により前記ステップアップ予告演出を実行する選択がされたときに、前記複数回の変動表示の各々において、選択された予告演出態様で前記ステップアップ予告演出を実行する予告演出実行手段とを備え、

再変動表示パターンは、前記所定の仮停止態様以外の特定の仮停止態様を変更表示することにより前記所定の仮停止態様で変動表示を仮停止させた後に前記再変動の実行を開始する変動表示パターンを含み、

前記変動表示パターン選択手段は、変動表示パターンとして再変動表示パターンを選択するときに、選択する再変動表示パターンにおける前記再変動の実行回数に応じて、前記特別遊技状態となる割合が異なるように変動表示パターンを選択し、

前記予告演出選択手段は、識別情報の変動表示の開始時に、各変動表示において前記第1段階の予告ステップから複数段階のうちいずれの段階の予告ステップまで発展させるかを選択することを特徴とする、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

(1) 各々が識別可能な複数種類の識別情報(演出図柄)を変動表示する変動表示部(演出表示装置9)を備え、該変動表示部に導出表示された識別情報の表示結果が予め定められた特定表示結果(大当たり図柄)となったときに、遊技者にとって有利な特定遊技状態(大当たり遊技状態)に制御し、予め定められた特別遊技状態発生条件が成立したとき(図37のS73で確変大当たりとする決定がされたとき)に前記特定遊技状態とは異なる遊

技者にとって有利な特別遊技状態（確変状態）に制御する遊技機（パチンコ遊技機1）であって、

前記特定遊技状態に制御するか否か、および、前記特別遊技状態に制御するか否かを、識別情報の表示結果が導出表示される以前に決定する事前決定手段（遊技制御用マイクロコンピュータ560、図37のS62、S73）と、

該事前決定手段による決定に基づいて、前記変動表示部において、識別情報の変動表示が開始されてから表示結果が導出表示されるまでに一旦所定の仮停止態様で変動表示を仮停止させた後に変動表示を再度実行する再変動を1回または複数回実行する再変動表示パターンを含む予め定められた複数種類の識別情報の変動表示パターンの中から1つの変動表示パターンを選択する変動表示パターン選択手段（遊技制御用マイクロコンピュータ560、図38のS101～S105）と、

該変動表示パターン選択手段が選択した変動表示パターンに基づいて、識別情報の変動表示を実行する変動表示実行手段（演出制御用マイクロコンピュータ100、図113のS801～S803）と、

前記変動表示パターン選択手段により再変動表示パターンが選択されたときの変動表示において、第1段階から複数段階の予告ステップにより行なうステップアップ予告演出（第1ステップアップ予告、第2ステップアップ予告）を実行するか否かを選択するとともに、前記ステップアップ予告演出を実行するときの各再変動における予告演出態様を複数種類の予告演出態様の中から選択する予告演出選択手段（演出制御用マイクロコンピュータ100、図115のS516a、図117のS532～S5333、S535、図118のS544～S547、図19のS1706～S1723）と、

該予告演出選択手段により前記ステップアップ予告演出を実行する選択がされたときに、再変動表示パターンで実行される再変動の各々において、選択された予告演出態様で前記ステップアップ予告演出を実行する予告演出実行手段（演出制御用マイクロコンピュータ100、図115のS520、図129のST16b、図130のST11a、図131のST11a、図132のST16f）とを備え、

再変動表示パターンは、前記所定の仮停止態様以外の特定の仮停止態様（リーチ形成図柄のような擬似連チャンス目以外の仮停止図柄）を変更表示（図柄が仮停止した後滑るような表示、または、図柄が仮停止をせずにゆっくりと動いてリーチ形成図柄を通り過ぎる表示）することにより（図51の（C））前記所定の仮停止態様で変動表示を仮停止させた（図51の（E））後に前記再変動（擬似連の変動）の実行を開始する変動表示パターンを含み（図15および図16に示すように、スーパーPA3-3-1、スーパーPA3-6-1、スーパーPA4-6-1、スーパーPA5-3-1、スーパーPB3-3-1、スーパーPB4-3-1およびスーパーPB5-3-1の変動パターンは、演出制御用マイクロコンピュータ100における図115のS519～S522、図120のS1565～S566A、図124および図125のS840A～S858、S869A～S869Fにより、1回目滑り後チャンス目仮停止演出をする変動パターンである）、

前記変動表示パターン選択手段は、変動表示パターンとして再変動表示パターンを選択するときに、選択する再変動表示パターンにおける前記再変動の実行回数に応じて、前記特別遊技状態となる割合が異なるように変動表示パターンを選択し（遊技制御用マイクロコンピュータ560、S91～S105の処理において、図15および図16に示すように、確変大当たりとなるときには、5回変動の擬似連用の変動パターンであるスーパーPB5-3-1を決定する場合があるが、通常大当たりとなるときには、5回変動の擬似連用の変動パターンを決定する場合がなく、3回変動または4回変動の擬似連用の変動パターンが決定される）、

前記予告演出選択手段は、識別情報の変動表示の開始時（図115の演出図柄変動開始処理時）に、各再変動において前記第1段階の予告ステップから複数段階のうちいずれの段階の予告ステップまで発展させるかを選択する（図115のS516a、図81（A）～（C）で擬似連の合計回数（2回～5回）に応じて各段階の再変動での予告演出に必要なテーブルを選択する。図84および図85のように、擬似連の合計変動回数（2回～5

回)に応じて選択されるテーブルは、予告ステップの選択割合が異なる)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

このような構成によれば、再変動表示に関する演出の面白みをより一層向上させ、遊技の興趣を向上させることができる。

(2) 始動条件の成立に基づいて、各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示する変動表示部を備え、該変動表示部に導出表示された識別情報の表示結果が予め定められた特定表示結果となつたときに、遊技者にとって有利な特定遊技状態に制御し、予め定められた特別遊技状態発生条件が成立したときに前記特定遊技状態とは異なる遊技者にとって有利な特別遊技状態に制御する遊技機であつて、

前記特定遊技状態に制御するか否か、および、前記特別遊技状態に制御するか否かを、識別情報の表示結果が導出表示される以前に決定する事前決定手段と、

前記始動条件の成立に基づく変動表示を保留記憶として記憶する保留記憶手段と、該保留記憶手段に記憶された保留記憶について、識別情報の表示結果により前記特定遊技状態となるか否か、および、前記特別遊技状態となるか否かを判定する事前判定手段と、

前記事前決定手段による決定に基づいて、前記変動表示部において、識別情報の変動表示が開始されてから表示結果が導出表示されるまでに一旦所定の仮停止態様で変動表示を仮停止させた後に変動表示を再度実行する再変動を1回または複数回実行する再変動表示パターンを含む予め定められた複数種類の識別情報の変動表示パターンの中から1つの変動表示パターンを選択する変動表示パターン選択手段と、

該変動表示パターン選択手段が選択した変動表示パターンに基づいて、識別情報の変動表示を実行する変動表示実行手段と、

前記事前判定手段の判定結果に基づいて、判定対象となつた始動条件の成立に基づく変動表示の表示結果が導出表示される以前の複数回の変動表示において、第1段階から複数段階の予告ステップにより行なうステップアップ予告演出を実行するか否かを選択するとともに、前記ステップアップ予告演出を実行するときの予告演出態様を複数種類の予告演出態様の中から選択する予告演出選択手段と、

該予告演出選択手段により前記ステップアップ予告演出を実行する選択がされたときに、前記複数回の変動表示の各々において、選択された予告演出態様で前記ステップアップ予告演出を実行する予告演出実行手段とを備え、

再変動表示パターンは、前記所定の仮停止態様以外の特定の仮停止態様を変更表示することにより前記所定の仮停止態様で変動表示を仮停止させた後に前記再変動の実行を開始する変動表示パターンを含み、

前記変動表示パターン選択手段は、変動表示パターンとして再変動表示パターンを選択するときに、選択する再変動表示パターンにおける前記再変動の実行回数に応じて、前記特別遊技状態となる割合が異なるように変動表示パターンを選択し、

前記予告演出選択手段は、識別情報の変動表示の開始時に、各変動表示において前記第1段階の予告ステップから複数段階のうちいずれの段階の予告ステップまで発展させるかを選択する。

このような構成によれば、変動表示に関する演出の面白みをより一層向上させ、遊技の興趣を向上させることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0010】**

(3) 再変動表示パターンは、前記所定の仮停止態様として、リーチを形成する識別情報（リーチ形成図柄）を仮停止させる（図51の（B）、図120のS1566）。

【手続補正5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0011****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0011】**

このような構成によれば、再変動表示パターンのときに、所定の仮停止態様としてリーチ状態を形成する識別情報を仮停止させてるので、リーチ状態を形成する識別情報に対する遊技者の期待感に基づいて、再変動表示に関する演出の面白みをより一層向上させ、遊技の興趣をより一層向上させることができる。

【手続補正6】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0012****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0012】**

(4) 前記変動表示パターン選択手段は、変動表示パターンとして前記再変動表示パターンを選択するときに、選択する再変動表示パターンにおける前記再変動の実行回数が同一のときに、前記一部の変動表示領域で、前記特定の仮停止態様を変更表示することによる前記所定の仮停止態様での変動表示の仮停止が実行される回数に応じて、前記特別遊技状態となる割合が異なるように変動表示パターンを選択する（1回目滑り後チャンス目仮停止演出において、滑りが1回のときと2回のときとで確変大当たりとなる割合が異なる：第3変形例）。

【手続補正7】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0013****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0013】**

このような構成によれば、再変動表示パターンにおける再変動の実行回数が同一のときでも、一部の変動表示領域で、特定の仮停止態様を変更表示することによる所定の仮停止態様での変動表示の仮停止が実行される回数に応じて、特別遊技状態となる割合が異なるように変動表示パターンが選択される。したがって、単に、再変動の実行回数にとどまらず、再変動表示パターンによる変動表示の途中でどのような演出により再変動が行なわれるかということについて、遊技者の注意を惹きつけることができる。これにより、再変動表示に関する演出の面白みをより一層向上させ、遊技の興趣をより一層向上させることができる。

【手続補正8】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0014****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0014】**

(5) 前記事前決定手段により前記特定遊技状態に制御しないと決定されたときに、識別情報の変動表示状態を所定のリーチ状態とするか否かを決定するリーチ決定手段（遊技制御用マイクロコンピュータ560、S95～S98）をさらに備え、

前記変動表示パターン種別決定手段は、

前記リーチ決定手段によって前記リーチ状態とする旨の決定がなされたことに対応して、識別情報の変動表示状態を前記リーチ状態とする複数種類のリーチ変動表示パターン種別（たとえばノーマル C A 2 - 1、スーパー C A 2 - 2、C A 2 - 3、C B 2 - 1、C B 2 - 2 の変動パターン種別等）のいずれかに決定し（S 9 9, S 1 0 2, S 1 0 3）、

前記リーチ決定手段によって前記リーチ状態としない旨の決定がなされたことに対応して、識別情報の変動表示状態を前記リーチ状態としない複数種類の非リーチ変動表示パターン種別（たとえば非リーチ C A 1 - 1 ~ C A 1 - 4、C B 1 - 1 ~ C B 1 - 3、C C 1 - 1 ~ C C 1 - 3 等）のいずれかに決定し（S 1 0 1, S 1 0 2, S 1 0 3）、

前記リーチ変動表示パターン種別には、識別情報の変動表示中に前記再変動を実行し、かつ、識別情報の変動表示状態を前記リーチ状態とするリーチ特定変動表示パターンを含むリーチ特定変動表示パターン種別（たとえばスーパー C A 2 - 2、C B 2 - 1 の変動パターン種別）があり、

前記リーチ変動表示パターン種別は、前記再変動が行なわれた後に識別情報の変動表示状態が前記リーチ状態となったことに基づき実行する演出動作の種類により分類され、

前記非リーチ変動表示パターン種別には、識別情報の変動表示中に前記再変動を実行する複数種類の非リーチ特定変動表示パターンを含む非リーチ特定変動表示パターン種別（たとえば非リーチ C A 1 - 4 の変動パターン種別）と、前記再変動を実行しない非リーチ通常変動表示パターンを含む非リーチ通常変動表示パターン種別と（たとえば非リーチ C A 1 - 1 の変動パターン種別等）があり、

前記変動表示パターン選択手段は、

前記リーチ決定手段によって前記リーチ状態とする旨の決定がなされたことに対応して、前記変動表示パターン種別決定手段により決定されたリーチ変動表示パターン種別に含まれるリーチ変動表示パターンの中から 1 つの変動表示パターンを決定し（S 1 0 3 ではずれ変動パターン判定テーブル 1 3 8 B を選択した後、S 1 0 4, S 1 0 5 の処理を実行する）、

前記リーチ決定手段によって前記リーチ状態としない旨の決定がなされたこと、および、前記変動表示パターン種別決定手段によって前記非リーチ特定変動表示パターン種別に決定されたことに対応して、決定された非リーチ特定変動表示パターン種別に含まれる非リーチ特定変動表示パターンの中から 1 つの変動表示パターンを決定し（S 1 0 3 ではずれ変動パターン判定テーブル 1 3 8 A を選択した後、S 1 0 4, S 1 0 5 の処理を実行する）、

前記非リーチ特定変動表示パターンは、前記非リーチ通常変動表示パターンに比べて、識別情報の変動表示を開始してから変動表示結果を導出表示するまでの変動表示時間が長く（図 1 5）、かつ、前記変動表示パターン選択手段により決定される割合が低くなるように設定した（図 2 3）。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 6】

（6）前記再変動が実行されるときに所定の報知を行なう報知手段（上演出 L E D 8 5 a、中演出 L E D 8 5 b、下演出 L E D 8 5 c、可動部材 7 8）と、

前記変動表示実行手段が前記再変動を実行するときに、前記報知手段による報知を行なう報知演出として、複数種類の報知態様（図 6 ~ 図 1 1 に示すような複数種類の演出のパターン）の中から選択した報知態様で報知演出を実行する報知演出手段（演出制御用マイクロコンピュータ 1 0 0、図 1 1 5 の S 5 2 0、図 1 2 4 の S 8 4 5）とをさらに備え、

前記報知演出手段は、前記複数種類の報知態様のうちのいずれか 1 つを選択した報知態様で行なう報知演出（図 6 (A), (B), (C) のパターン a, b, c）と、前記複数

種類の報知態様のうちのいずれか複数を選択して組合せた報知態様で行なう報知演出（図6（D）のパターンd）とを実行可能であり、

前記報知演出手段が実行する報知演出は、選択した報知態様に応じて、報知演出が実行された後に前記特定遊技状態となる信頼度が異なる（図30および図31に示すように、大当たりとしない場合に選択されうる非リー χ PA1-5、スーパーPA3-3-1、スーパーPA3-3-2、スーパーPA3-6-1、スーパーPA3-6-2、スーパーPB3-3-1およびスーパーPB3-3-2のグループに対して、大当たりとする場合に選択されうるスーパーPA4-3、スーパーPA4-6-1、スーパーPA4-6-2、スーパーPA5-3-1、スーパーPA5-3-2、スーパーPB4-3-1、スーパーPB4-3-2、スーパーPB5-3-1、スーパーPB5-3-2および特殊PG1-3のグループの方が、A B、A C、B C、A B Cといった異なる態様の再変動演出が組合わされたものが出現する確率が高い。）。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

（7）再変動表示パターンは、前記特定の仮停止態様を変更表示する変動表示領域に応じて、前記特定遊技状態となる信頼度が異なって設定される（左仮停止図柄について滑り演出が行なわれるときと右仮停止図柄について滑り演出が行なわれるときとで大当たりとなる割合が異なる：第2変形例）。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

このような構成によれば、再変動表示パターンは、特定の仮停止態様を変更表示する変動表示領域に応じて、特定遊技状態となる信頼度が異なって設定されるので、単に、再変動の実行回数にとどまらず、再変動表示パターンによる変動表示において、どの変動表示領域において、仮停止態様が変更表示されるかということについて、遊技者の注意を惹きつけることができる。これにより、再変動表示に関する演出の面白みをより一層向上させ、遊技の興趣をより一層向上させることができる。